

原子力損害賠償実施方針

中部電力株式会社

原子力損害賠償実施方針

本方針は、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を図ることを目的に、原子力損害の賠償に関する法律第17条の2に基づき作成するものである。

1 原子力事業者の名称および住所

中部電力株式会社
名古屋市東区東新町1番地

2 原子炉の運転等を行う事業所の名称および所在地

浜岡原子力発電所
静岡県御前崎市佐倉5561

3 原子炉の運転等の行為の種類

- (1) 原子力損害の賠償に関する法律施行令（以下「原賠法施行令」という。）
第2条第1号に規定する「熱出力が一万キロワットを超える原子炉の運転」
- (2) 原賠法施行令第2条第18号に規定する「核燃料物質等の運搬」

4 原子炉の運転等に係る損害賠償措置の内容

- (1) 原賠法施行令第2条第1号に規定する「熱出力が一万キロワットを超える原子炉の運転」
 - ・損害賠償措置の種類
原子力損害賠償補償契約および原子力損害賠償責任保険契約の締結
 - ・契約によりうめることのできる原子力損害の範囲と賠償に充てることができる金額
(原子力損害賠償補償契約)

補償範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であって、①地震、噴火
または津波によって生じた原子力損害、②正常運転によって生じた原子力損害または③その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかつたもの

保険金額：1,200億円

(原子力損害賠償責任保険契約)

補償範囲：保険期間中に発生した事故に起因する原子力損害の賠償

保険金額：1, 200億円

(2) 原賠法施行令第2条第18号に規定する「核燃料物質等の運搬」

- ・損害賠償措置の種類

原子力損害賠償補償契約および原子力損害賠償責任保険契約の締結

- ・契約によりうめることのできる原子力損害の範囲と賠償に充てることができる金額

(原子力損害賠償補償契約)

補償範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であって、①地震、噴火
または津波によって生じた原子力損害、②正常運転によって生
じた原子力損害または③その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができ
る原子力損害であって当該事実があった日から10年を経
過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかつた
もの

保険金額：40億円

(原子力損害賠償責任保険契約)

補償範囲：核燃料物質等の輸送中にその核燃料物質等により発生した事
故に起因する原子力損害（ただし、原子力損害賠償補償契約
に基づき補償される場合を除く）

保険金額：40億円

5 原子力損害の賠償に係る事務の実施方法および当該事務の迅速かつ適切な 実施を図るための方策に関する事項

原子力損害の賠償に係る事務の実施方法は別紙のとおり。

(1) 賠償に係る事務の実施にあたっての基本的な考え方

- ・原子力損害の賠償に係る事務にあたっては、被害者の救済と安心の確保を最優先に対応することを基本とする。
- ・具体的な賠償事務に際しては、原子力損害賠償紛争審査会（以下「紛争審
査会」という。）が策定する指針等を踏まえ、全体として迅速かつ公平な
賠償を確保することに留意しつつ、被害者の状況に応じて、合理的かつ柔
軟な対応を行う。

(2) 被害申出窓口の開設の方針

- ・被害者からの損害賠償に関する相談・請求等に対応するため、事態に応じ、相談窓口を可能な限りすみやかに開設する。
- ・相談窓口は、被害者の利便性にも配慮した場所に開設し、損害発生の状況等によってはこれを複数開設する。
- ・相談窓口の開設については、適時に文部科学省、日本原子力保険プール（以下併せて「保険者」という。）等の関係者に連絡するとともに、被害者に対し、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、関係地方公共団体の庁舎や主要交通機関の施設等における資料配布等により広く周知する。
- ・相談窓口においては、損害賠償に関する相談・請求への対応だけでなく、周辺住民等への正確な事故情報の説明や行政による各種支援施策の窓口の紹介等、申出内容に応じて適切に対応する。

(3) 被害の申出の受付の方針

- ・賠償請求の受付にあたっては、損害賠償に関する案内文書、被害申出書、賠償までの流れ、原子力損害賠償制度の概要等の案内書類をすみやかに準備するとともに、必要に応じ、損害の発生状況等について、保険者、関係地方公共団体との間で共有しながら丁寧に対応する。
- ・被害明細書の記入方法や添付すべき具体的な証拠書類については、保険者との間で十分に協議し、被害者間の公平性や手続としての厳格性の維持に配慮しつつ、できる限り負担が軽減されるものとする。

(4) 被害額の算定等の交渉と賠償金の支払の方針

- ・賠償請求受付後は、紛争審査会の指針等を参考としながら、事実関係や因果関係、被害額の算定等について、被害者との話し合いの中で合意を積み重ねていくことを基本として、誠実に対応する。
- ・合意書の取り交わしの際には、当該時点で予測できなかった新たな損害が生じた場合には、改めて賠償に関する話し合いを行うことを確認する。
- ・合意書の取り交わし後には、すみやかに被害者に賠償金を支払う。

(5) 賠償の迅速性および柔軟性の確保の方針

- ・賠償対応に係る体制や手順等の委細については、あらかじめ社内で整理し、損害発生時には損害状況に応じ十分な体制を確保する。
- ・示談書の交換および賠償金の支払いは、原則として賠償請求に係る被害額全額の確定後に行うが、損害発生の状況、被害明細書の受付状況、それに係る賠償交渉の進捗状況等によっては、保険者と協議のうえ、被害額全額

の確定前に、被害額のうち確定したものから、段階的に示談書を交換して賠償金を支払うことや、仮払金を支払うことも検討する。

6 原子力損害の賠償の実施に関する情報の管理方法に関する事項

賠償の実施にあたって取得する被害者の情報や賠償の経過については、データベースシステムや台帳等を整備し、正確に記録・更新する。当該情報に含まれる個人情報については、関係法令および関係規程類等に則って、適切に取り扱う。

7 原子力損害の賠償の実施に関する国、保険者およびその他関係機関との連絡調整に関する事項

平常時から損害業務の担当部署・責任者等を定めるとともに、保険者や関係地方公共団体等の関係者と連絡先を共有する。

8 紛争審査会による和解の仲介が行われた場合における紛争の解決を図るためにの方策に関する事項

- ・被害者から、紛争審査会による和解仲介手続の利用申立てがなされた場合には、迅速かつ誠実に対応する。
- ・紛争審査会から和解案が提示された場合には、当該和解案を尊重する。
- ・和解が成立した場合には、すみやかに被害者に賠償金を支払う。

9 紛争審査会による指針が定められた場合における自主的な紛争の解決を図るためにの方策に関する事項

紛争審査会の指針が定められた場合には、当該指針に基づいた迅速な賠償を実施するとともに、また、指針に示されていない損害等についても、個別の事情を踏まえて適切かつ柔軟に賠償交渉を行う。

10 損害賠償実施方針の変更の記録

2020年3月31日作成

11 原子力損害賠償実施方針に関する問い合わせ先

中部電力株式会社

052-951-8211（代表）

以上

【原子力損害の賠償に係る事務の実施方法】

